

2023 年漁業センサス
漁業経営体調査結果の概要（確定値）

（岩手県分）

— 令和5年11月1日現在 —

令和7年1月

岩手県ふるさと振興部調査統計課

本資料を利用して、印刷物を刊行した場合は、1部を送付して下さるようお願いいたします。

<本資料についての問い合わせ先>

岩手県ふるさと振興部調査統計課 経済統計担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話 019-629-5306 (直通)

FAX 019-629-5309

本資料はホームページに掲載しています。

<いわての統計情報 イーハートブ・データ館>

<https://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s14Tokei/top.html>

本資料は、調査期日現在で実施した農林水産省「2023年漁業センサス」のうち、漁業経営体調査（岩手県分）について取りまとめたものである。

第1 調査の概要

1 調査の目的

2023年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を把握し、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査体系

2023年漁業センサスは、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の3つの調査で構成される。

県では、海面漁業調査のうち漁業経営体調査を担当し、調査対象区域内の市町村を通じて調査を実施した。

	調査の種類	調査の系統
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省—都道府県—市区町村—統計調査員—調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省—民間事業者—調査対象
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省—地方組織（統計調査員）—調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省—民間事業者—調査対象
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省—民間事業者—調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省—地方組織（統計調査員）—調査対象

地方組織とは、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターをいう。

3 調査期日

令和5年11月1日現在

（一部の項目については、過去1年間（令和4年11月1日から令和5年10月31日）の実績）

4 調査の対象

海面に沿う県内12市町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

5 調査事項

- (1) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況
- (2) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

6 調査方法

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計

調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

7 集計方法

(1) 集計の実施系統

2023年漁業センサスの集計は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室において行われた。

(2) 集計方法

2023年漁業センサスは全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行われた。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

ア 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

イ ア以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とされた。

有効回答数は以下のとおり。

(単位：調査票)

調査票配布数	
有効回答数	
2,981	2,896

(注) 1 「調査票配布数」とは、2018年漁業センサス客体名簿（調査対象等の名簿）を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁業協同組合等の関係機関からの聞き取り等による補正や、調査員調査における調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった調査対象に配布した調査票の数である。

2 「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

8 利用上の注意

(1) 表章記号

統計表中に使用した記号は次のとおり。

「0」：単位に満たないもの

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

(2) その他

本資料に掲載の数値は、単位未満の四捨五入処理により内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 用語の解説等

海面漁業	海面において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前1年間ににおける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したものをいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁業の海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。 イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。 ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。 エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。 オ 養殖業では、次の作業をいう。 （ア）海上養殖施設での養殖 a 漁船を使用した養殖施設までの往復 b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業 （イ）陸上養殖施設での養殖 a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業 b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除 c 池又は水槽の見回り d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。） e 収獲物の取り上げ作業

漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。

ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）

イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業

ウ 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ

エ 悪天候時の出漁待機

オ 餌の仕入れ及び調餌作業

カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業

キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業

ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業

ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。

ケ 自家漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）

経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人経営体

漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。

団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいう。

会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。

なお、特例有限会社は株式会社に含む。

漁業協同組合

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。

漁業生産組合

水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

共同経営

2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。

その他

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

経営体階層

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。

ア 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。

イ アに該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。

なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊魚のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。

漁業層	
沿岸漁業層	経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
中小漁業層	経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	<p>漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。</p> <p>なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。</p>
個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。
基幹的漁業従事者	各個人経営体における満15歳以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。
後継者	満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業従事役員	<p>団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。</p> <p>なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。</p>
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。

新規就業者

調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事为主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。

漁船

調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほか、に付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買つけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。

無動力漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

船外機付漁船

無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。

動力漁船

推進機関を船体に固定した漁船をいう。

なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。

<用語の解説詳細>

農林水産省 HP (<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/yougo/index.html>)

第3 調査結果の概要

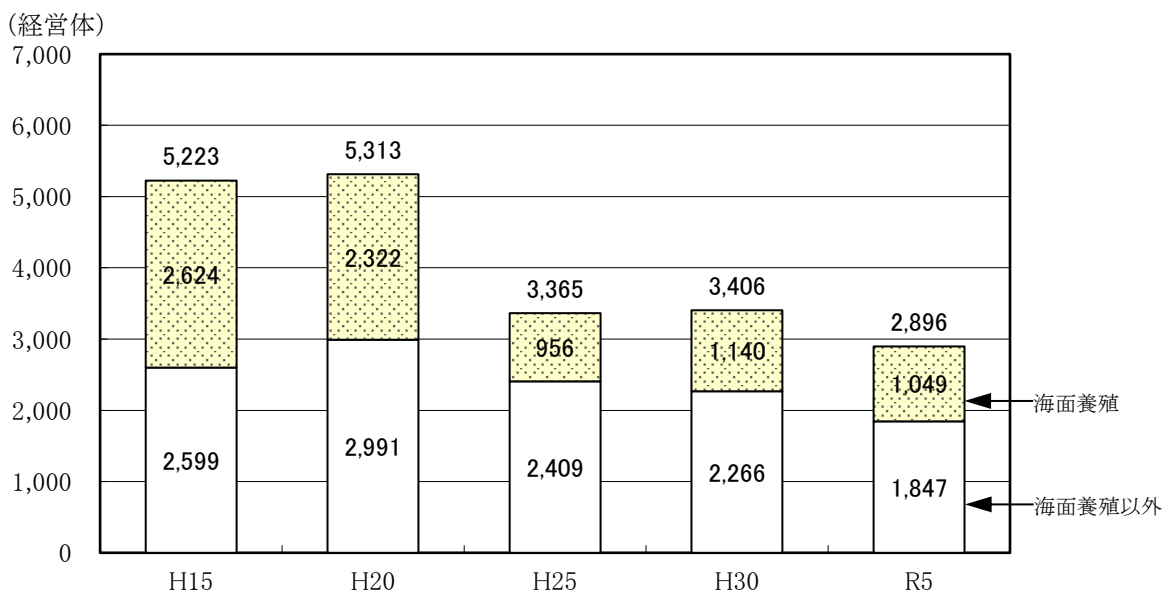
1 漁業経営体

(1) 漁業経営体数

海面漁業の漁業経営体数は2,896経営体で、平成30年調査結果（以下「前回」という。）に比べ、510経営体（15.0%）減少となった。

漁業経営体数の内訳をみると、主として海面養殖業を営んだ漁業経営体数は1,049経営体で、前回比91経営体（8.0%）減少、これ以外の漁業経営体数は1,847経営体で、前回比419経営体（18.5%）減少となった。

図1 漁業経営体数の推移



(2) 経営組織別漁業経営体数

漁業経営体数を経営組織別にみると、個人経営体は2,812経営体で、前回比505経営体（15.2%）減少となった。

また、団体経営体は84経営体で、前回比5経営体（5.6%）減少となった。

第1表 経営組織別漁業経営体数

（単位：経営体、%）

区分	平成25年		平成30年		令和5年		対前回増減率
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	
計	3,365	100.0	3,406	100.0	2,896	100.0	△ 15.0
個人経営体	3,278	97.4	3,317	97.4	2,812	97.1	△ 15.2
団体経営体	87	2.6	89	2.6	84	2.9	△ 5.6
会社	14	0.4	17	0.5	22	0.8	29.4
漁業協同組合	23	0.7	24	0.7	22	0.8	△ 8.3
漁業生産組合	10	0.3	10	0.3	9	0.3	△ 10.0
共同経営	39	1.2	37	1.1	29	1.0	△ 21.6
その他	1	0.0	1	0.0	2	0.1	100.0

(3) 漁業層別漁業経営体数

漁業経営体数を漁業層別にみると、沿岸漁業層の経営体は2,838経営体で、前回は489経営体（14.7%）減少となった。

また、中小漁業層の経営体は55経営体で、前回は22経営体（28.6%）減少、大規模漁業層の経営体は3経営体で、前回は1経営体（50%）増加となった。

第2表 漁業層別漁業経営体数

(単位:経営体、%)

区 分	平成25年		平成30年		令和5年		対前回 増減率
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	
計	3,365	100.0	3,406	100.0	2,896	100.0	△ 15.0
沿岸漁業層	3,291	97.8	3,327	97.7	2,838	98.0	△ 14.7
漁船非使用	206	6.1	164	4.8	69	2.4	△ 57.9
漁船使用							
無動力漁船のみ	5	0.1	1	0.0	1	0.0	増減なし
船外機付漁船	1,640	48.7	1,631	47.9	1,400	48.3	△ 14.2
動力漁船1トン未満	19	0.6	4	0.1	12	0.4	200.0
動力漁船1～3トン未満	151	4.5	98	2.9	95	3.3	△ 3.1
動力漁船3～5トン未満	138	4.1	120	3.5	79	2.7	△ 34.2
動力漁船5～10トン未満	117	3.5	98	2.9	67	2.3	△ 31.6
小計	2,070	61.5	1,952	57.3	1,654	57.1	△ 15.3
定置網							
大型定置網	43	1.3	43	1.3	43	1.5	増減なし
小型定置網	16	0.5	28	0.8	23	0.8	△ 17.9
小計	59	1.8	71	2.1	66	2.3	△ 7.0
海面養殖							
魚類養殖	-	-	-	-	4	0.1	-
ほたてがい養殖	85	2.5	248	7.3	215	7.4	△ 13.3
かき類養殖	57	1.7	216	6.3	183	6.3	△ 15.3
こんぶ類養殖	185	5.5	150	4.4	110	3.8	△ 26.7
わかめ類養殖	620	18.4	485	14.2	495	17.1	2.1
その他の養殖	9	0.3	41	1.2	42	1.5	2.4
小計	956	28.4	1,140	33.5	1,049	36.2	△ 8.0
中小漁業層	72	2.1	77	2.3	55	1.9	△ 28.6
漁船使用							
動力漁船10～20トン未満	55	1.6	65	1.9	40	1.4	△ 38.5
動力漁船20～30トン未満	5	0.1	3	0.1	4	0.1	33.3
動力漁船30～50トン未満	2	0.1	-	-	2	0.1	-
動力漁船50～100トン未満	4	0.1	4	0.1	2	0.1	△ 50.0
動力漁船100～200トン未満	2	0.1	4	0.1	5	0.2	25.0
動力漁船200～500トン未満	2	0.1	-	-	-	-	-
動力漁船500～1000トン未満	2	0.1	1	0.0	2	0.1	100.0
大規模漁業層	2	0.1	2	0.1	3	0.1	50.0
漁船使用							
動力漁船1000～3000トン未満	1	0.0	1	0.0	3	0.1	200.0
動力漁船3000トン以上	1	0.0	1	0.0	-	-	-

(4) 市町村別漁業経営体数

漁業経営体数を市町村別にみると、宮古市が528経営体と最も多く、次いで釜石市が487経営体となった。

前回は、漁業経営体が増加しているのは、普代村、田野畑村、釜石市で、これ以外の市町村は減少している。

第3表 市町村別漁業経営体数

(単位:経営体、%)

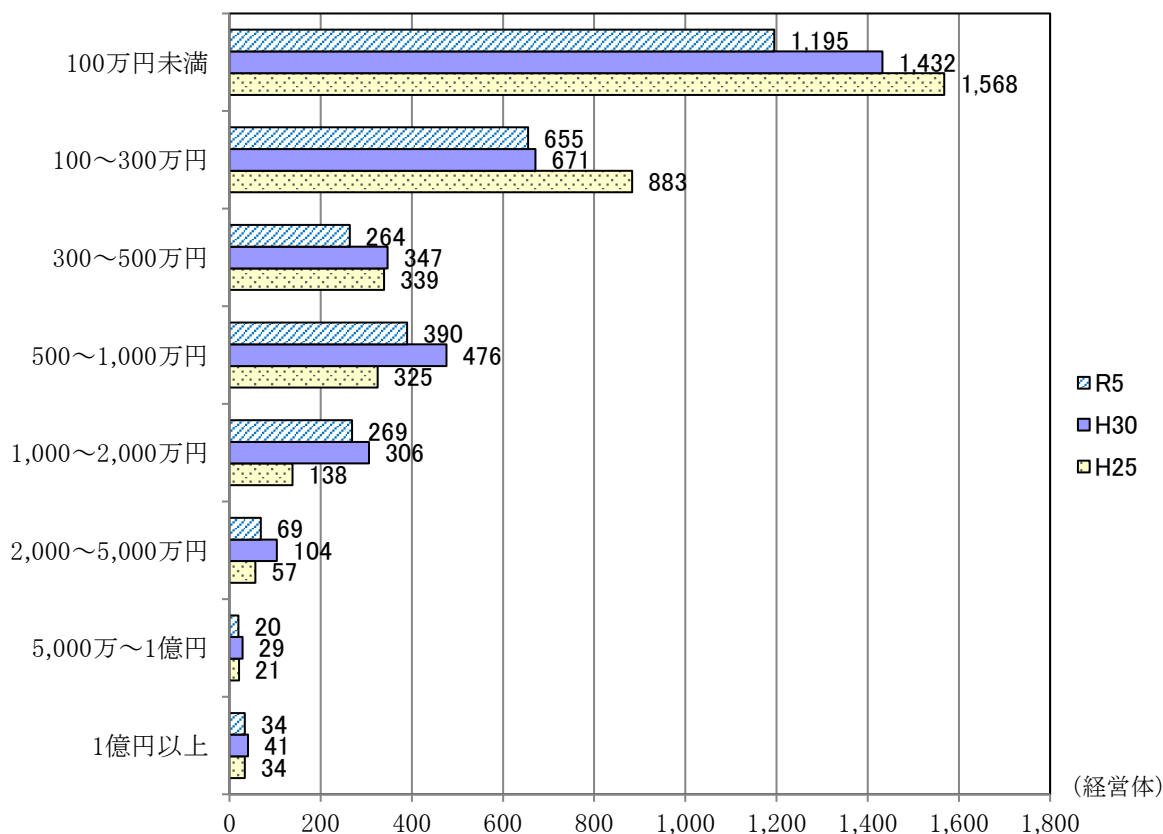
区 分	平成25年	平成30年	令和5年	対前回 増減率
	経営体数	経営体数	経営体数	
計	3,365	3,406	2,896	△ 15.0
洋 野 町	415	342	197	△ 42.4
久 慈 市	135	106	83	△ 21.7
野 田 村	100	97	59	△ 39.2
普 代 村	145	98	148	51.0
田 野 畑 村	97	50	184	268.0
岩 泉 町	53	43	23	△ 46.5
宮 古 市	511	696	528	△ 24.1
山 田 町	303	357	339	△ 5.0
大 槌 町	132	173	136	△ 21.4
釜 石 市	540	473	487	3.0
大 船 渡 市	685	605	467	△ 22.8
陸 前 高 田 市	249	366	245	△ 33.1

(5) 漁獲物・収獲物の販売金額規模別漁業経営体数

漁業経営体数を漁獲物・収獲物の販売金額規模別にみると、「100万円未満」が1,195経営体と最も多く、次いで「100～300万円」が655経営体となった。

前回比、全ての規模において漁業経営体数が減少している。

図2 漁獲物・収獲物の販売金額規模別漁業経営体数



第4表 漁獲物・収獲物の販売金額規模別漁業経営体数

(単位:経営体、%)

区分	平成25年	平成30年	令和5年	対前回増減率
計	3,365	3,406	2,896	△ 15.0
100万円未満	1,568	1,432	1,195	△ 16.6
100～300万円	883	671	655	△ 2.4
300～500万円	339	347	264	△ 23.9
500～1,000万円	325	476	390	△ 18.1
1,000～2,000万円	138	306	269	△ 12.1
2,000～5,000万円	57	104	69	△ 33.7
5,000万～1億円	21	29	20	△ 31.0
1億円以上	34	41	34	△ 17.1

(注) 100万円未満には、販売金額なしを含む。

2 個人経営体

(1) 専兼業別個人経営体数

個人経営体数は2,812経営体で、専兼業別にみると、専業は1,360経営体で、前回比105経営体（8.4%）増加となった。兼業は1,452経営体で、前回比610経営体（29.6%）減少となった。

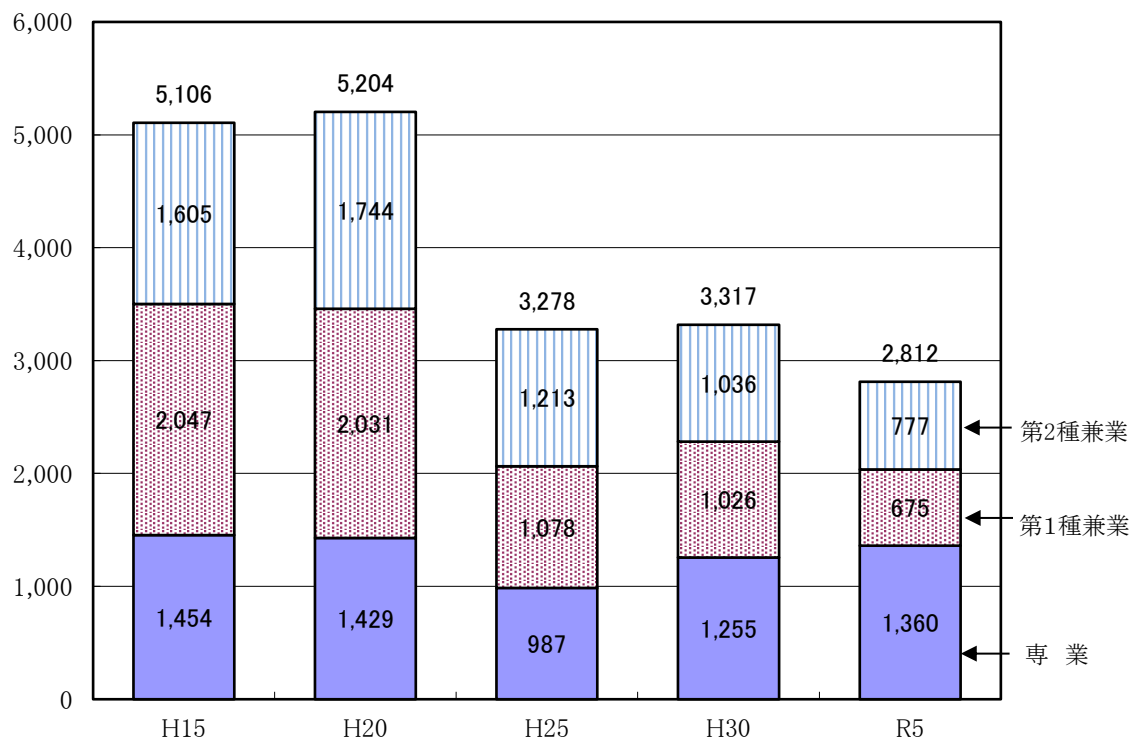
第5表 専兼業別個人経営体数

(単位:経営体、%)

区分	平成25年		平成30年		令和5年		対前回増減率
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	
計	3,278	100.0	3,317	100.0	2,812	100.0	△ 15.2
専業	987	30.1	1,255	37.8	1,360	48.4	8.4
兼業	2,291	69.9	2,062	62.2	1,452	51.6	△ 29.6
自家漁業が主(第1種兼業)	1,078	32.9	1,026	30.9	675	24.0	△ 34.2
自家漁業が従(第2種兼業)	1,213	37.0	1,036	31.2	777	27.6	△ 25.0

図3 専兼業別個人経営体数の推移

(経営体)



(2) 基幹的漁業従事者の男女別・男性の年齢階層別個人経営体数

個人経営体数を基幹的漁業従事者の男女別にみると、基幹的漁業従事者が男性である経営体は2,763経営体で、前回比468経営体（14.5%）減少となった。基幹的漁業従事者が女性である経営体は49経営体で、前回比37経営体（43%）減少となった。

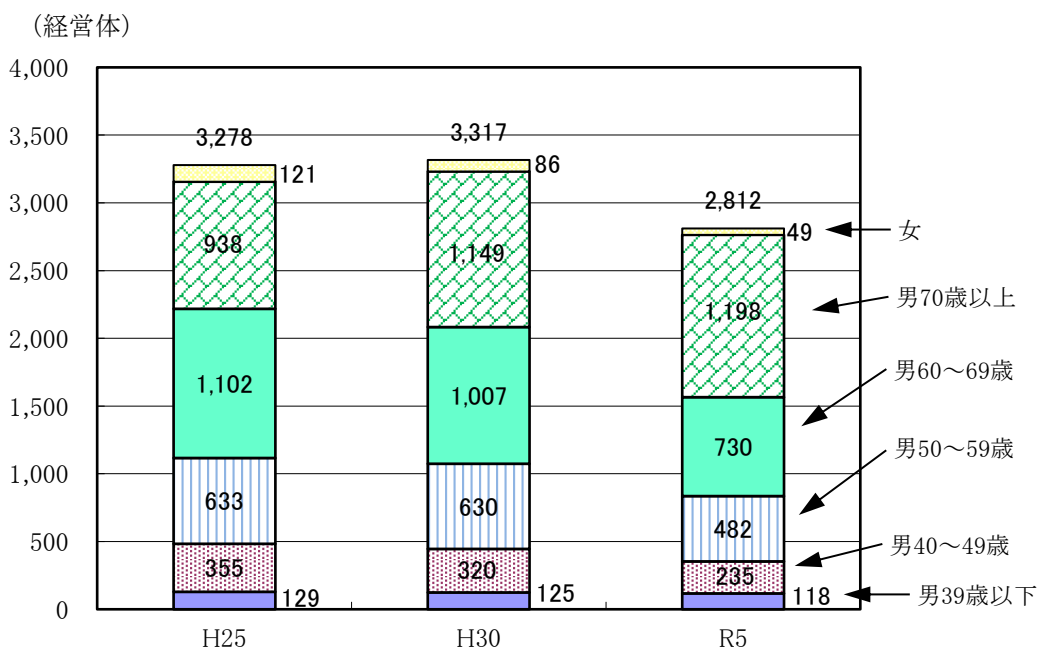
個人経営体数のうち、基幹的漁業従事者が男性である経営体を年齢階層別にみると、最も多い年齢階層は70歳以上で1,198経営体となった。当該年齢階層は前回比49経営体（4.3%）増加している。

第6表 基幹的漁業従事者の男女別・男性の年齢階層別個人経営体数

(単位:経営体、%)

区分	平成25年		平成30年		令和5年		対前回 増減率
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	
計	3,278	100.0	3,317	100.0	2,812	100.0	△ 15.2
基幹的漁業従事者が男	3,157	96.3	3,231	97.4	2,763	98.3	△ 14.5
29歳以下	24	0.7	23	0.7	26	0.9	13.0
30～39歳	105	3.2	102	3.1	92	3.3	△ 9.8
40～49歳	355	10.8	320	9.6	235	8.4	△ 26.6
50～59歳	633	19.3	630	19.0	482	17.1	△ 23.5
60～69歳	1,102	33.6	1,007	30.4	730	26.0	△ 27.5
70歳以上	938	28.6	1,149	34.6	1,198	42.6	4.3
基幹的漁業従事者が女	121	3.7	86	2.6	49	1.7	△ 43.0
海上作業従事世帯員なし	-	-	-	-	-	-	-

図4 基幹的漁業従事者の男女別・男性の年齢階層別個人経営体数の推移



(3) 後継者の有無別個人経営体数

個人経営体数を自家漁業の後継者の有無別にみると、後継者がいる経営体は530経営体で、前回は134経営体(20.2%)減少となった。

第7表 後継者の有無別個人経営体数

(単位:経営体、%)

区 分	平成25年		平成30年		令和5年		対前回 増減率
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	
計	3,278	100.0	3,317	100.0	2,812	100.0	△ 15.2
後継者あり	764	23.3	664	20.0	530	18.8	△ 20.2
後継者なし	2,514	76.7	2,653	80.0	2,282	81.2	△ 14.0

3 漁業就業者

(1) 漁業就業者数

漁業就業者数は4,998人で、前回は1,329人（21%）減少となった。

このうち、最も多いのは個人経営体の自家漁業のみに従事した者で、3,002人となり、前回は807人（21.2%）減少となった。

第8表 漁業就業者数

(単位:人、%)

区分	平成25年		平成30年		令和5年		対前回増減率
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
計	6,289	100.0	6,327	100.0	4,998	100.0	△ 21.0
個人経営体の自家漁業のみ	3,497	55.6	3,809	60.2	3,002	60.1	△ 21.2
漁業従事役員	…	…	212	3.4	130	2.6	△ 38.7
漁業雇われ	2,792	44.4	2,306	36.4	1,866	37.3	△ 19.1

(注)「漁業従事役員」は、平成30年調査において設けられた漁業就業者の区分。
平成25年調査結果では「漁業雇われ」に「漁業従事役員」を含む。

(2) 新規就業者数

新規就業者数は61人で、前回は20人（24.7%）減少となった。

このうち、多いのは雇われて漁業に従事した者で、42人となり、前回は11人（20.8%）減少となった。

第9表 新規就業者数

(単位:人、%)

区分	平成25年		平成30年		令和5年		対前回増減率
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
計	54	100.0	81	100.0	61	100.0	△ 24.7
個人経営体の自家漁業のみ	29	53.7	28	34.6	19	31.1	△ 32.1
漁業雇われ	25	46.3	53	65.4	42	68.9	△ 20.8

(3) 男女別・男性の年齢階層別漁業就業者数

漁業就業者数のうち、男性は4,416人で、前回比1,016人（18.7%）減少となった。女性は582人で、前回比313人（35%）減少となった。

漁業就業者数のうち、男性を年齢階層別にみると、最も多い年齢階層は70歳以上で1,374人となった。当該年齢階層は前回比111人（7.5%）減少している。

第10表 男女別・男性の年齢階層別漁業就業者数

(単位:人、%)

区 分	平成25年		平成30年		令和5年		対前回 増減率
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
計	6,289	100.0	6,327	100.0	4,998	100.0	△ 21.0
男 性	5,357	85.2	5,432	85.9	4,416	88.4	△ 18.7
29歳以下	298	4.7	343	5.4	298	6.0	△ 13.1
30～39歳	397	6.3	452	7.1	363	7.3	△ 19.7
40～49歳	773	12.3	659	10.4	496	9.9	△ 24.7
50～59歳	1,142	18.2	1,009	15.9	763	15.3	△ 24.4
60～69歳	1,605	25.5	1,484	23.5	1,122	22.4	△ 24.4
70歳以上	1,142	18.2	1,485	23.5	1,374	27.5	△ 7.5
女 性	932	14.8	895	14.1	582	11.6	△ 35.0

(4) 個人経営体出身で自家漁業のみの男女別・年齢階層別新規就業者数

個人経営体出身で自家漁業のみの新規就業者数は19人で、男性が18人、女性が1人となった。

第11表 個人経営体出身で自家漁業のみの男女別・年齢階層別新規就業者数

(単位:人、%)

区 分	男	女	計	構成比
計	18	1	19	100.0
15～19歳	2	-	2	10.5
20～29歳	3	-	3	15.8
30～39歳	3	-	3	15.8
40～49歳	3	-	3	15.8
50～59歳	3	-	3	15.8
60～64歳	3	-	3	15.8
65歳以上	1	1	2	10.5

4 漁船

漁船の総隻数は5,041隻で、前回比750隻（13%）減少となった。

隻数を漁船種類別にみると、船外機付漁船が3,974隻と最も多く、次いで動力漁船が1,022隻、無動力漁船が45隻となった。

前回比、隻数が増加したのは無動力漁船で、船外機付漁船、動力漁船は減少している。

第12表 漁船種類別・動力漁船トン数規模別漁船隻数

(単位:隻、%)

区分	平成25年		平成30年		令和5年		対前回増減率
	隻数	構成比	隻数	構成比	隻数	構成比	
計	5,740	100.0	5,791	100.0	5,041	100.0	△ 13.0
無動力漁船	67	1.2	36	0.6	45	0.9	25.0
船外機付漁船	4,544	79.2	4,609	79.6	3,974	78.8	△ 13.8
動力漁船	1,129	19.7	1,146	19.8	1,022	20.3	△ 10.8
1トン未満	35	0.6	25	0.4	63	1.2	152.0
1～3トン未満	426	7.4	418	7.2	399	7.9	△ 4.5
3～5トン未満	310	5.4	350	6.0	274	5.4	△ 21.7
5～10トン未満	156	2.7	148	2.6	101	2.0	△ 31.8
10～20トン未満	171	3.0	172	3.0	149	3.0	△ 13.4
20～30トン未満	-	-	1	0.0	-	-	-
30～50トン未満	1	0.0	-	-	1	0.0	-
50～100トン未満	11	0.2	11	0.2	13	0.3	18.2
100～200トン未満	4	0.1	9	0.2	5	0.1	△ 44.4
200～500トン未満	15	0.3	12	0.2	17	0.3	41.7

図5 漁船種類別漁船隻数の推移

